

## 就業規則チェックリスト

### 総 則

チェック項目	どちらかに チェック	
一般社員とパートや嘱託、期間社員は、就業規則を分けていますか	はい	いいえ
パート、嘱託、期間社員などの労働条件（賃金、賞与、退職金、休暇、福利厚生など）について、別途規定があるか、正社員の就業規則が適用にならない旨の規定がありますか	はい	いいえ

### 採 用

社員として採用さらときは2週間以内に次の書類を提出しなければならないとし、住民票又は戸籍抄本の提出を定めていますか	はい	いいえ
リスク回避にむけて身元保証書や誓約書を提出書類として定めていますか	はい	いいえ
採用内定取消し事由を明らかにしていますか	はい	いいえ
場合によっては試用期間を延長・短縮することがある旨の規定を定めていますか	はい	いいえ
試用期間中に解雇する場合の根拠事由は定めてありますか	はい	いいえ
試用期間中については休職を適用しない内容を定めていますか	はい	いいえ
休職・復職についての条件は自社の現状を反映したものになっていますか	はい	いいえ
精神的疾患により就業が完全にできない場合を休職事由として定めていますか	はい	いいえ
休職を繰り返す場合の対応に関する規定に問題はないですか	はい	いいえ
復職の扱いは明確に規定していますか	はい	いいえ
復職出来ないときの扱いに関する規定はありますか	はい	いいえ

### 配置転換・出向・転籍

職場や職種の転換を命じることができる内容を定めていますか	はい	いいえ
出向に関する規定を定めていますか	はい	いいえ

### 労働時間・休憩・休日

残業時間の計算は30分単位で行っていませんか	はい	いいえ
変形労働時間制を活用する場合に必要な要件を満たしていますか	はい	いいえ
労働時間が6時間以下の労働者に対して休憩時間を与えない内容を定めていますか	はい	いいえ
労働時間や休憩は、業務の都合により繰り上げ、繰り下げが可能ですか	はい	いいえ
休日に法定休日を定めていますか	はい	いいえ
休日振替えの規定は代休との違いを踏まえた既定になっていますか	はい	いいえ
年次有給休暇の消化順は既定されていますか	はい	いいえ
半日休暇を設ける場合はその取扱いを明確にしていますか	はい	いいえ
育児休業、介護休業は定められていますか	はい	いいえ
育児休業、介護休業については法律改正に対応した内容になっていますか	はい	いいえ
妊産婦の変形労働時間制、時間外、休日労働、深夜労働についての制限は定められていますか	はい	いいえ
母性健康管理のための休暇等は定められていますか	はい	いいえ

妊娠中の業務転換の規定はありますか	はい	いいえ
法律上、有給・無休が決まっていない休暇日（H20.5月以降の裁判所制度により休む日など）について会社の取扱を明記していますか	はい	いいえ
休職期間中の社会保険料・住民税の支払方法を明確にしていますか	はい	いいえ

### 服務規律

服務に関する規定は、会社の現状に合っていますか	はい	いいえ
遅刻、早退、欠勤、私用外出を定められていますか	はい	いいえ
遅刻、早退、欠勤、私用外出を行った際の賃金について明確に定められていますか	はい	いいえ
無断欠勤について既定していますか	はい	いいえ
個人情報保護のための会社の対応、社員の義務などについて既定していますか	はい	いいえ
電子メールやインターネット利用に関する内容を定められていますか	はい	いいえ
携帯電話の取り扱いに関する規定を定められていますか	はい	いいえ
在職中の兼業規定がありますか	はい	いいえ
在職中および退職後の競業既定がありますか	はい	いいえ
管理・監督者の社員に対する指揮・監督責任の既定がありますか	はい	いいえ
退職者に対する「守秘義務」について既定していますか	はい	いいえ
セクハラ・パワハラ禁止について既定していますか	はい	いいえ
セクハラ・パワハラが発生したときの相談窓口の設置等を明記していますか	はい	いいえ

### 定年・退職・解雇

定年規定は、「高年齢等の雇用の安定等に関する法律」の改正に対応していますか	はい	いいえ
退職の既定は自己都合と論旨退職の違いを踏まえた内容になっていますか	はい	いいえ
退職社員から守秘義務誓約書を提出させる旨の規定を定めていますか	はい	いいえ
解雇（懲戒・普通）について、対象となる具体的な事由をすべて挙げていますか	はい	いいえ
本人が行方不明など、解雇通告が実際に行えない場合の規定や自動退職についての規定がありますか	はい	いいえ
懲戒について、具体的な事実をすべて挙げて既定していますか	はい	いいえ

### 賃金

賃金の端数処理に扱いに問題はないですか	はい	いいえ
賞与の支給要件を明確に規定していますか	はい	いいえ
月60時間を超える時間外労働の割増賃金率は50%以上になっていますか（中小企業は当分の間適用猶予）	はい	いいえ

※ チェックの結果はいかがでしたか？

いいえが多い会社様には、就業規則の見直しをお勧めいたします！！

就業規則作成・変更のご依頼は

社会保険労務士 二村 恭世 TEL 0566-73-4377 FAX 0566-73-4378